

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

文京区旅館業法施行条例の一部改正に伴い、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

住戸と兼用する場合の構造及び施設への常駐に係る規定を文京区旅館業法施行条例へ移管するとともに、関係規定について所要の整備を行う。

改正内容の詳細は、新旧対照表（別紙）のとおり

3 施行期日

公布の日から起算して3月を経過した日

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成 30 年 6 月文京区条例第 27 号）
新旧対照表

改正案	現行
第一条（略） （定義） 第二条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。 一 営業者 区の区域内(以下「区内」という。)において、旅館業を営む者をいう。 二及び三（略） （削除） <u>四 施設の整備</u> 法第三条第一項の許可を受けるに当たり、当該許可に係る旅館業の施設について行う工事をいう。 <u>五 建築主</u> 旅館業の施設について行う工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。 <u>六 近隣住民</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 旅館業の施設と同一の建物若しくは同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者 イ 旅館業の施設の敷地境界線からおおむね半径百メートル(当該施設において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する営業を営もうとする場合にあっては、当該施設の敷地境界線から半径二百メートル)以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者 第三条（略） 第四条 削除	第一条（略） （定義） 第二条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。 一 営業者 区の区域内(以下「区内」という。)において、<u>法第三条第一項の許可を受けて</u>旅館業を営む者をいう。 二及び三（略） <u>四 営業時間</u> 旅館業を営む施設において、<u>現に人を宿泊させている時間又は宿泊しようとする者との面接若しくは当該者の確認を行う時間をいう。</u> <u>五 施設の整備</u> 法第三条第一項の許可を受けるに当たり、当該許可に係る旅館業の施設について行う工事をいう。 <u>六 建築主</u> 旅館業の施設について行う工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。 <u>七 近隣住民</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 旅館業の施設と同一の建物若しくは同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者 イ 旅館業の施設の敷地境界線からおおむね半径百メートル(当該施設において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第四号に規定する営業を営もうとする場合にあっては、当該施設の敷地境界線から半径二百メートル)以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者 第三条（略） <u>(住戸と兼用する場合の構造)</u> 第四条 旅館業の施設が存する建築物に住戸が

(施設の名称等の表示) 第五条 営業者は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示しなければならない。 2 営業者は、<u>旅館業の施設の連絡先及び営業種別を当該施設の入り口へ掲示しなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設にあっては、当該掲示に代えて、インターネットの利用その他の公衆が容易に確認することができる方法によることができる。</u> 第六条 削除 (計画の届出) 第七条 営業予定者は、<u>旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）</u>第一条第一項の申請書の提出(当該提出前に施設の整備を行う場合にあっては、当該整備)に先立って、規則で定めるところにより、計画を区長に届け出なければならない。 第八条 (略) (説明会の開催) 第九条 営業予定者及び建築主(以下「営業予定者等」という。)は、営業予定者が第七条の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、計画についての説明会	<u>存するときは、当該施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造としなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u> (施設の名称等の表示) 第五条 営業者は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示しなければならない。 2 営業者は、<u>営業時間外は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、緊急時の連絡先を表示しなければならない。</u> (施設への常駐) 第六条 旅館・ホテル営業を営む者は、<u>営業時間内は、玄関帳場若しくはフロントを有する施設又は宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）</u>第四条の三に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させなければならない。 2 簡易宿所営業を営む者は、<u>営業時間内は、当該簡易宿所営業の施設に従業員を常駐させなければならない。</u> (計画の届出) 第七条 営業予定者は、<u>省令</u>第一条第一項の申請書の提出(当該提出前に施設の整備を行う場合にあっては、当該整備)に先立って、規則で定めるところにより、計画を区長に届け出なければならない。 第八条 (略) (説明会の開催) 第九条 営業予定者及び建築主(以下「営業予定者等」という。)は、営業予定者が第七条の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、計画についての説明会
--	---

を開催しなければならない。 2 (略) 3 営業予定者等は、規則で定めるところにより、<u>第一項の説明会の終了後速やかに、当該説明会の経過の概要を区長に報告しなければならない。</u> 4 及び 5 (略) 第十条から第十九条まで (略) 付 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がされている施設(旅館・ホテル営業の施設に限る。)であって、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。)第四条の三に規定する基準に適合するものを有するものについては、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例(令和八年 月文京区条例第 号)による改正後の文京区旅館業法施行条例(平成二十四年三月文京区条例第十一号)第六条第五号及び第七条第一号の規定は適用せず、この条例による改正前の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例(以下「旧条例」という。)第六条第一項の規定は、なおその効力を有する。 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第六条第一項の規定により宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として省令第四条の三に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させている旅館・ホテル営業の施設は、この条例による改正後の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同項ただし書に規定する旅館・ホテル営業の施設には含まれないものとする。	を開催しなければならない。 2 (略) 3 営業予定者等は、規則で定めるところにより、<u>第一項の説明会の経過の概要を区長に報告しなければならない。</u> 4 及び 5 (略) 第十条から第十九条まで (略) (新設)
---	---